

昭和六年(甲)才五九号

被告人

松下

昇



を言ふ仮装被告団

冒頭陳述

才一回公判における意見表明に連続し、かつ檢察側立証を小まえて次のように被告人側の立証の方向性をのべる。

一九二五年五月一三日

東京地方裁判所才一二刑事部へ御中

一、制裁と判による監置知令に類く告訴し起訴に南して合憲であるとする判例の根拠を争う。

二、政治的意図と指解解体回復衝動による告訴と偽証(裁判官および裁判官による他の裁判所職員への影響力行使)の根拠と事実に曲の具体性を明らかにする。

三、被告人らは、ハ告訴事実にあるような行為をしてゐることは勿論であるが、それ以前に裁判所へ檢察側が想定する水増しの虚偽をしておいてゐる。

一、例として、判決内容に不満が起つてある行為をすることはなしい、たくなる抗議をしない。そうではなく、
 ① 忌避の必要と展向について、いかなる裁判官よりも
 十のな検討と実践を一つ一つ応用したのであり、

(その他、事件、忌避を即下しうとする判例の根拠を争う)

② 大学斗争の情勢的原則を駆使して、若人制度に生命を吹きこもうとしたのであり、

③ 夏の実験事件を創出することにより、裁判官をへんかへて、当事者の存在の回復に生誕をさせたのであり、こゝまでの検査側立証は、基本的に次の謬りを犯してゐる。
(夏議申立書、口頭弁論再申立書)

① 被告人「松下」が提出した文書をかくしてゐる一方、共同被告人提出文書(証拠番号七)の所有者を松下とする混乱がりをさせてゐる。

② 上記の文書の提出が判決文初読以前であるという時間性(そもそも初読する前段階の動作をなかつた)に關して怖るべき偽証を「重ねてゐる」。

③ 被告人相互および関連する当事者の深い前史過程

に全くおれえず、平面的かつ歪曲された判断をしてゐる。

五、本件は、ある意味で極めて抽象的かつ文明論的な事件である。かりに一切の予断をしりぞけてみると、たと

之ハ「許事実」が全てあったこととした場合でも、ある紙片(表現)が移動したことが「モケーフ」になつてゐるに

すぎない。にもかゝらず、これを重大視するとき、そのよ

うに重大視する根拠そのものが、人類史のけいめがらみ、とりわけ大学斗争以降の問題群との関連で扱われねば

ならない。この點に關しても詳細な立証を「予定してゐる」。

六、物中に反る向に作成した文書のうち印刷されたもの「教授」四・一〇号、五・一〇号等(と命じて目録陳述の内容を追加し補充してゐる)。